

2023年5月8日

コスモエネルギーホールディングス株式会社
代表取締役社長
山田 茂 様

株式会社シティインデックスイレブンス
代表取締役 福島啓修



拝啓

2023年5月2日付書簡を拝見し、渥美陽子氏に貴社の質問事項を伝えたところ、添付の書簡を預かりましたので、ご送付申し上げます。

敬具

【記】

5月8日付 渥美陽子氏書簡 1通

以上

コスモエネルギーホールディングス株式会社

指名・報酬委員会 御中

令和5年5月8日

弁護士 涠 美 陽 子



冠省

貴社指名・報酬委員会からCI11を経由して当職に送付された令和5年5月2日付質問事項書(本件質問事項書)を拝見いたしました。

貴社からCI11に送付された令和5年4月26日付書簡によれば、貴社から当職に対する面談は「渥美様のこれまでのご経験やスキル、当社の事業、経営、ガバナンスなどに関するご見解などを確認する趣旨」で実施されたいとのことでしたが、本件質問事項書には、上記とは無関係な内容が多数含まれているうえ、大変失礼な内容に驚愕しております。

本件質問事項書に記載された個人の収入金額に関する質問事項等は、貴社指名・報酬委員会の構成員の独立社外取締役であられる浅井恵一様、井上龍子様、栗田卓也様、高山靖子様の就任時にもされているのでしょうか？

ちなみに、当職が村上財団に対して行った寄附金額はこれまでの総額で10万円です。村上財団から理事として受領した報酬はございません。このようなことをお尋ねになるのであれば、まずは貴社が外部アドバイザーの法律事務所及びPR会社にお支払いになった報酬の金額を開示されてはいかがかと存じます。

そもそも、弁護士は法律上守秘義務を負いますので、特定の依頼者との受任関係の有無等についてお答えできません。当職が所属していた渥美坂井法律事務所との関係においても、当職は退職時に守秘義務を負っております。貴社指名・報酬委員会の構成員には同事務所所属の弁護士もいらっしゃいますから、当職が退職時に守秘義務を負っていることはご存知かと思います。

また、当職が社外取締役を務めてまいりました会社との関係でも、当該会社との関係で取締役として負う守秘義務がありますので、公表されている内容以上のことはお答えできません。

この点は、当職が貴社の社外取締役に就任した場合にも同様のことと考えております。CI11の株主提案により社外取締役に選任されたからといって、当職がCI11に対し、貴社のインサイダー情報を提供することは絶対にありません。

なお、当職は西村あさひ法律事務所において、再生可能エネルギーに関するス

トラクチャードファイナンスの業務に関与しておりましたので、再生可能エネルギー業界に関する多少の知見を有しておりますことは、株主提案書に記載の経験に加えてお伝えさせていただきます。

当職が、CI11による社外取締役選任の株主提案に関し、候補者となることを承諾したのは、CI11から貴社においてコーポレートガバナンスが不十分であることについての説明を受け、その説明に納得したからです。

すなわち、貴社においては、取締役会における議論が十分になされておらず、重要な意思決定が結論ありきで行われているように見受けられます。また、株主に対する説明も不十分です。

例えば、貴社は第7次中計において、必要自己資本の目標数値を4000億円から6000億円に引き上げられましたが、その理由については第7次中計説明会においても抽象的な説明に終始されており具体的、定量的な説明は一切されておりません。必要自己資本を2000億円も引き上げられるのであれば、類似企業から算出した係数を乗じたという抽象的な説明ではなく、どのセグメントでどのような投資を行い、どの程度のリスクが見込まれるのでこの程度の自己資本が必要であるという説明を行うべきではないでしょうか。

このような不十分な説明しか行っていないのに、会社が公表した中計を超える事業計画があるのであれば述べてみよというのは、恐れ入りますがあまりにも傲慢であり、株主に対する説明責任を果たすべき経営者の態度ではないと思います。

貴社子会社のスピンオフに関する議論も問題意識としては共通しています。当職は、現時点において、貴社子会社をスピンオフして上場すべきか否かという点についてはフラットです。

しかし、CI11が主張する、高PERが期待できる再生可能エネルギー事業が親会社の低PERで評価されていることが看過しがたく、株主価値が毀損されているのではないかという主張は理解できますし、打開策としてスピンオフがあり得るのではないかという主張はもっともであると感じるところです。

それに対する貴社側の第7次中計説明会における説明は「莫大な資本支出があればスピンオフなども検討に値すると思うが、現状ではそれほど大きな資本支出が発生するわけではないと考えている」という抽象的なものでした。貴社の言うところの「それほど大きな資本支出」というのがどの程度の資本支出なのか、人的交流というのは親子会社関係を維持しなければならないものなのか、子会

社が有していないという需給調整や販売の機能について、独自にそれらの機能を獲得しようとするとどれくらいのコストがかかるのか、業務提携等で打開する方法はないのかといった疑問に何も答えることもないまま、市場において高く評価される可能性を秘める子会社について、スピンオフは「検討するに値しない」と切り捨てるとはいかがなものでしょうか。

このような説明では株主の納得が得られないのも当然であり、取締役会として結論ありきで十分な議論が行われていないのではないかと株主から見られても仕方がないと思います。

当職は、当職が貴社の社外取締役に就任することにより、貴社取締役会における議論の活性化を実現し、コーポレートガバナンスの強化を図ることができます。

草々